

意見・情報の募集の結果(整理表)

平成24年3月19日
消費・安全局植物防疫課取りまとめ

輸入植物検疫の見直しに係る検討中の見直し案に関するリスクコミュニケーションにおいて、意見・情報の募集(平成24年3月1日締切)を行ったところ、2名の方々から、7つの項目についてご意見をいただきました。これらのご意見等について、論点ごとに整理した上で、意見等に対する当方の見解・回答を下表とおりとりまとめました。

論点	意見等	意見等提供者	意見等に対する当方の見解・回答
見直し案の本文における表現ぶりの正確さについて	【意見】 消費・安全局からの見直し案の文書に関し、冒頭1(1)の文章で、病害虫リスク分析がまだ十分に行われていない段階で、“危険性”が高まっているという表現は適切ではなく、本当は“リスク”の程度すらまだわからないというのが正しいので、危機感をあおっているように感じます(気合が入っているだけなのかもしれませんが)。	貿易・流通業(男性)	輸入植物の種類、輸出国の増加や国際流通の迅速化等の農林産物貿易をめぐる情勢の変化は、植物防疫の観点からは、新たな病害虫が侵入する危険性を増大させる大きな要因になるものと考えています。 「輸入植物検疫制度に関する意見・情報交換会」においてとりまとめられた「輸入植物検疫の対象とする病害虫の範囲について」(平成22年7月26日)においても、「輸入植物の種類や輸出国の増加などに伴い国内未発生の病害虫が侵入する危険性が増大している。」(考え方の原則 1.)とされたところです。 しかしながら、「危険性」は、潜在的な危険因子である「ハザード」と実際に起こって現実の危険となる可能性を示す「リスク」の両方を含んでいると理解される場合があります。このため、今回の見直し案においては、冒頭1(1)の文章について、「新たな病害虫が侵入する危険性」をより適切な表現である「新たな病害虫が侵入するリスク」に改めることといたします。 【見直し案の1ページ目1(1)】
	【意見】 無視しうるリスクの概念が病害虫リスク分析の最低レベルのリスクに対して適用されているのを要旨で“影響がない”に言い換えては誤解を作ります。植物防疫においても国際条約でも、一般常識からいって零リスクを目指すものではないことを伝えなければリスクコミュニケーションは本物とは言えません。後日、内容をよく読んでもらえばもともとゼロリスクではないことがわかるでしょうでは、官の信用が失墜します。	貿易・流通業(男性)	ご指摘のとおり、非検疫有害動植物の国内農林業に対するリスクが無視できるレベルのものであることを、案の本文において「国内農林業に新たな影響のない」と表現しているのは、非検疫有害動植物のリスクが全くないと評価したものと誤解を受ける可能性があります。 したがって、参考(図)における非検疫有害動植物についての記述とともに「国内農林業(我が国農林産物)に新たな被害を及ぼす可能性が無視できる」に改め、ゼロリスクを前提としていないことを明確にすることといたします。 【見直し案の1ページ目1(4)④】
検疫有害動植物のリストに新たに追加される病害虫について	【意見】 新たな56種の中には、大害虫になりそうになり種や簡単な検疫で見逃すことはまずないと思われる種も含まれていますが、予防原則とすることを考えると妥当だと思います。	研究者(男性)	見直し案では、検疫有害動植物に追加する病害虫(別紙1)の選定に当たって、輸入時の目視主体の検査または目視検査に加えて二次的な検査(線虫・病原菌の分離による検査)で的確に検疫できることを基準といたしました。したがって、結果として選定された病害虫は、比較的簡単な輸入検査で確実に発見できるものが主体となっています。 今後、リスク分析手法の高度化とあわせて、目視検査等では発見が困難な病害虫に対する検疫措置についても検討を進めていくこととしています。

暫定的検査有害動植物に対する病害虫リスク分析の実施について	【意見・情報】 暫定的検査対象のうち、輸入検査で発見される頻度の高いものから優先して病害虫リスク分析を行うということが実行されていないように思います。	貿易・流通業 (男性)	今回の整理は、輸入植物検査における病害虫の発見頻度ばかりではなく、対象病害虫が寄生・感染し得る植物の輸入量や輸出地域、病害虫に関する生物学的、生態学的情報等を総合的に勘案して行いました。これは、「輸入植物検査制度に関する意見・情報交換会」においてとりまとめられた「輸入植物検査の対象とする病害虫の範囲について」(平成22年7月26日)において、病害虫リスク分析の実施の優先順位についてまとめられた結果にも合致したものです。 今後とも、この方針に従い速やかにリスク分析を進めて参ります。
非検査有害動植物リストに新たに追加される病害虫について	【意見】 見直し案について 2、(1)①の暫定的検査有害動植物の指定は広範囲に素早く行った反面、③の検査対象から除外するものについての病害虫リスク分析の実施のスピードは極めて消極的で、メリハリのある植物検査のうたい文句に、内容が伴っていません。日本に生息していることが分かっているものは速やかに検査対象から外すことが今回の制度改革の趣旨に沿うことであると考えます。 【意見】 我が国に生息しているかどうかの情報が少なく、調査も十分に行われてきていないということから、すでに生息しているもの、いないものとして扱われ検査対象とされているものがあります。科学的事実に基づいた透明性の高い合理的な植物検査で、日本の農業の外来の病害虫の被害から守り、かつ国民の健康的で豊かな食生活を確保するために不要な検査措置は速やかになくし品質、鮮度をそこなわせることなく余計なコストを発生させないで、限られた港湾等の施設の有効利用を図ることが国民の利益にかなうことだと考えます。	貿易・流通業 (男性)	ご指摘のとおり、国内での発生について科学的根拠があるものは、非検査有害動植物(別紙3)に指定することになっています。 ただし、種としては国内に発生していても、系統、バイオタイプといったさらに細かい分類単位では国内に未発生のもので存在することがあります。この場合、それら未発生の系統、バイオタイプ等に関するリスク分析が必要です。 また、国内にすでに発生している病害虫であっても、国内未発生のウイルス等を媒介することがあり、この場合、媒介されるウイルス等についてのリスク分析もあわせて実施する必要があります。 貿易・流通への影響を最小限にとどめつつ、我が国農林業を検査有害動植物から守るため、今後とも科学的根拠に基づくリスク分析の結果を遅滞なく制度に反映して、リスクに応じたメリハリのある植物検査措置を実施して参ります。
根拠となる病害虫リスク分析結果の公表について	【意見・情報】 専門外の人にも理解しやすいように、要点を専門用語をなるべく使わないで整理してあるウェブからの情報提供は上質なものと感じます。病害虫リスク分析の結果をわかりやすい形で公開するという要望に答えることは達成されたと思います。	貿易・流通業 (男性)	専門外の方にも分かりやすい説明を心がけて参りましたが、ご指摘いただいたことも踏まえて、さらに今後も分かりやすさを重視した公表に努めて参ります。